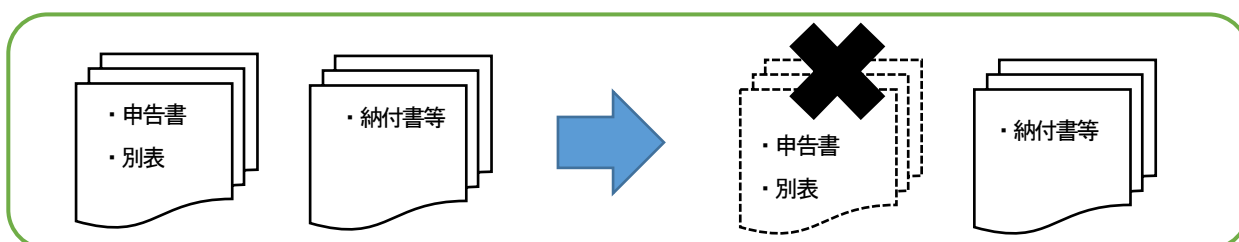


# 【山梨県からのお知らせ】

## 大法人への事前送付物を変更します

- 令和2年4月1日以降に開始する事業年度から、大法人※は eLTAX による電子申告が義務化されています。そのため、大法人への事前送付物の内容を変更します。
  - ・令和3年9月（予定）までは例年と同様に申告書・納付書等をお送りします。
- 大法人については、書面による申告は無効となりますので、送付した申告書・別表は使用しないよう御注意ください。

○変更後（令和3年10月以降（予定））は申告書及び別表の送付を取りやめ、納付書等のみ送付します。



### 1 対象税目

法人県民税、法人事業税及び特別法人事業税

### 2 対象法人（※大法人）

以下に該当する国内法人

- (1) 事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- (2) 相互会社、投資法人及び特定目的会社

### 3 対象申告書等

確定申告書、予定申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及び法令において申告書に添付すべきものとされている書類

### 4 その他

対象となる大法人の申告書が書面により提出された場合は、その申告書は無効として取り扱います。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により eLTAX を使用することが困難であると認められる場合は、国税における措置等を参考に検討します。

#### 問合せ先

##### ■電子申告利用の手続きについて

エルタックスホームページ <http://www.eltax.lta.go.jp>

eLTAX サポートデスク TEL0570-081459（全国一律市内通話料金）

上記の電話番号で繋がらない場合：TEL03-5521-0019（通常通話料金）

##### ■大法人の電子申告義務化等の制度について

山梨県総務部税務課企画・課税担当 TEL055-223-1386

山梨県総合県税事務所 事業税課 法人担当 TEL055-261-9116